

食品安全委員会（第904回会合）議事概要

日 時：令和5年7月4日（火） 14：00～15：01
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：山本委員長ほか6名出席
傍聴者：一般9名

（1）令和4年食中毒発生状況の概要について

→厚生労働省から説明

本件については、引き続き、厚生労働省を始めとするリスク管理機関と連携して必要な情報を提供していくこととなった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

プリオン 1案件

・ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓

→厚生労働省から説明

本件について、プリオン専門調査会で審議することとなった。

（3）評価技術企画ワーキンググループにおける審議結果について

・「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針の一部を改正する件（案）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた指針案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び指針案への反映をに依頼することとなった。

（4）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・「*Trichoderma reesei* JPTR003株を用いて生産されたムラミダーゼ濃縮・精製物を原体とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

→担当の山本委員長及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「*Trichoderma reesei* JPTR003 株を用いて生産されたムラミダーゼ濃縮・精製物を原体とする飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に

影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」
との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・ 農薬及び動物用医薬品「エマメクチン安息香酸塩」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第三専門調査会及び動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、

「エマメクチン安息香酸塩の許容一日摂取量を0.0005 mg/kg体重/日（遊離塩基換算）、急性参照用量を0.015 mg/kg体重（遊離塩基換算）と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。